

平成29年11月1日

居宅介護支援事業所 様

志摩市役所 介護・総合相談支援課

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の取扱い等について

平素は、志摩市の高齢者福祉及び介護保険事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

志摩市では居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下「居宅サービス届出書」とします。）の提出について、月をまたいだ場合の遡りは認めていませんでしたが、介護予防・日常生活総合事業が開始されたことに伴い、下記の通り取扱いを変更させていただきます。

①原則的に、今までどおりサービスを利用開始する際に居宅サービス届出書を提出してください。要介護者か要支援者か迷う場合には、居宅介護支援事業者か地域包括支援センター（介護予防支援事業者）のどちらか暫定ケアプランを担当するほうが提出してください。

②新規申請中、区分変更申請中および更新認定結果が遅延した場合で、実際の認定結果と先に提出した事業所が相違する場合は、遡っての届出を認めますので、認定結果が出てから早急に居宅サービス届出書を提出してください。

※ただし、暫定ケアプランに基づいてサービスを利用されている場合に限りです。

※遡って居宅サービス届出書を提出される際には、窓口で遡りが必要な旨を伝えて下さい。

<留意事項>

(1) 介護予防ケアマネジメントの自己作成による総合事業のサービスの利用はできないため、要介護の見込みで訪問介護・通所介護を利用する暫定プランを作成し、認定結果が要支援であった場合には、要支援の認定結果に基づく介護予防ケアマネジメントが行われていないため、利用していたサービスが全額自己負担となります。

また、要介護認定の更新の場合も、認定日が、認定有効期間の満了日以降になり、認定結果が要支援だった際は、同様に、全額自己負担になる場合があります。

このような状況を避けるために、認定結果が出る前に、訪問介護・通所介護を利用する場合で、要介護・要支援の想定が困難な場合は、暫定で居宅サービス計画と、介護予防ケアマネジメントの両方の作成を、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）と居宅介護支援事業者で検討してください。

(2) 自己作成扱いでサービスを利用される場合は、支払いを希望する月の前月の5日までに暫定ケアプランと居宅サービスの実績が記載されたサービス利用表、利用表別表を介護・総合相談支援課まで提出してください。

○介護予防・日常生活総合事業を踏まえた暫定ケアプランの取扱いについて

(1) 要支援と見込んでいたが、要介護または非該当だった場合

暫定プラン	認定等結果		暫定利用したサービス	請求可否
介護予防支援または介護予防ケアマネジメント	要介護 ※1	申請日に遡って要介護とする場合	予防サービス	請求可 【自己作成扱い】※2 (総合事業サービスは現行相当の介護予防通所サービス、介護予防訪問サービスに限る。)
			予防サービスと総合事業サービス	
			総合事業サービスのみ	
		認定日前日まで事業対象者とする場合	予防サービス	全額自己負担
			予防サービスと総合事業サービス	予防サービス：全額自己負担 総合事業サービス：請求可
			総合事業サービスのみ	請求可
	非該当	事業対象者	予防サービス	全額自己負担
			予防サービスと総合事業サービス	予防サービス：全額自己負担 総合事業サービス：請求可
			総合事業サービスのみ	請求可
		事業対象者でない	予防サービス	全額自己負担
			予防サービスと総合事業サービス	
			総合事業サービスのみ	

※1 申請日に遡って要介護者として取り扱うか、認定日前日まで事業対象者として取り扱うか選択。(事前に基本チェックリストにより事業対象者に該当していた場合に限る。)

※2 居宅介護支援の自己作成扱いが可能。

(2) 要介護と見込んでいたが、要支援または非該当だった場合

暫定プラン	認定等結果	暫定利用したサービス	請求可否
介護	要支援	訪問介護・通所介護以外サービス	請求可 【自己作成扱い】※1
		訪問介護・通所介護サービス	全額自己負担※2
	非該当	訪問介護・通所介護以外サービス	全額自己負担
		訪問介護・通所介護サービス	

※1 介護予防支援の自己作成扱いが可能。

※2 自己作成による総合事業のサービス利用はできないため。

事務担当：志摩市役所 介護・総合相談支援課
介護保険係

TEL 0599-44-0284

FAX 0599-44-5260